

「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」について

～ 首都圏に水と緑と生き物の環^わを ～

都市再生プロジェクトの一環として、首都圏の自然環境の在り方について、広域的かつ総合的な視点で取り組む必要性から、関係省庁及び都府市から成る協議会（別紙5）を設置し、「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」を取りまとめた。

本グランドデザインにおいては、首都圏の自然環境に関して14の基本目標を設定し、この基本目標を達成するために各関係主体が共有すべき目標像として首都圏の都市環境インフラの将来像を提示するとともに、将来像の実現に向けて取り組むべき施策及び関係する多様な主体間の連携や役割分担を行動方針として示している。

このグランドデザインを基に、関係主体が、自然環境の保全、再生、創出に向けて取り組み、首都圏において「水と緑と生き物の環」を創造することを目指すものである。

1. グランドデザインの意義

- ・自然環境に対するニーズの変化や生態系の回復、ヒートアイランド現象の緩和等の要請に応えるため、自然環境を保全、再生、創出することにより、首都圏に水と緑のネットワークを形成していく必要。
- ・首都圏における自然環境に関する取り組みに当たり、広域的な観点から、多様な関係主体が連携し、目指すべき自然環境の姿や目標を共有して都市環境の整備を計画的に推進するため、国のみならず関係地方公共団体が共同して、共通の将来像である「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」を作成。
- ・このグランドデザインは、首都圏における自然環境の保全、再生、創出に向けて取り組む地域や関係主体の今後目指す一つの方向性を示すものとして、都市環境インフラの整備の基本指針となる、首都圏の自然環境の基本目標、首都圏における都市環境インフラの将来像、首都圏の都市環境インフラの整備に向けた行動方針、をとりまとめたもの。

2. 首都圏の自然環境の基本目標

- ・自然環境が有する機能を、生物多様性保全の場提供機能、人と自然とのふれあいの場提供機能、良好な景観提供機能、都市環境負荷調節機能、防災機能、に分類し、これらの機能に即し、14の基本目標を設定（別紙1）。
- ・本グランドデザインは、首都圏の自然環境を長期的視野から展望しつつ、おおむね10年後の首都圏の将来像を示すもの。

3. 首都圏における都市環境インフラの将来像

- ・生物多様性の観点など、自然環境が有する多面的な機能に着目し、現状において想定される首都圏の水と緑のネットワークを提示（別紙2）。この図は、首都圏として初めて本格的に、生物多様性などに着目し、水と緑のネットワークの現状を示した。
- ・自然環境の基本目標を達成するため、現状の首都圏の水と緑のネットワークをさらに充実、強化するための根幹となる構造の考え方である首都圏における都市環境インフラの将来像を提示（別紙3）。
- ・この将来像は、多様な関係主体が長期的に目指すべき首都圏の自然環境の保全、再生、創出の考え方及び施策や取組の方向性について示すもので、関係主体が共有する目標像とするもの。
- ・首都圏の都市環境インフラの将来像は、以下の要素から構成。

水と緑の重点形成軸

～将来に向けて形成を図る水と緑のネットワーク経路～

首都圏全体にわたって自然環境の質の向上を目指す、将来に向けて形成を図るネットワーク経路。重点形成軸は、今後、各関係主体が、自然環境の保全、再生、創出に係る様々な施策や取組を積極的、重点的に講じる。

保全すべき自然環境（25ゾーン及び13河川）

～水と緑のネットワークの中核拠点～

現状で残された貴重な自然環境であるとともに、将来にわたって首都圏の水と緑のネットワークの中核となるエリア。自然環境の保全について重点的な取組を進めるとともに、再生、創出を含めた総合的な見地に基づく計画的な取組を講じる。

水と緑の基本軸、基本エリア

～現状における水と緑のネットワーク経路の面的なあるいは線状のまとめり～

現状において、生物多様性保全の場提供機能、人と自然とのふれあいの場提供機能及び良好な景観提供機能の3つの機能を併せ持つと想定される水と緑のネットワーク経路で、面的もしくは線状にまとめたもの。ネットワークの基幹的な骨格として、今後、これらの地域が有する諸機能の維持、強化、充実を図る。

4. 首都圏の都市環境インフラの整備に向けた行動方針

- ・都市環境インフラの整備に当たり、その将来像を見据えながら、多様な主体の連携により、自然環境の保全、再生等の具体的な取組を展開。
- ・地域別（中心地域、外周地域、外縁東部地域、外縁西部地域、沿岸域）取組の基本的な考え方、共通して取り組むべき主要施策、関係する多様な主体間の連携や役割分担は以下の通り（別紙4）。

地域の特徴と地域別取組の基本的な考え方

【中心地域】～市街化が進んでいるため概して自然環境が少ない地域～

- ・残された貴重な自然環境である比較的規模の小さな河川や崖線の樹林等を良好に保全、管理するとともに、都市公園や街路樹の整備、公共公益施設の屋上緑化等により、自然環境の再生、創出により都市環境の向上を図る。
- ・民有地について、公開空地制度、緑地協定、政策金融等の規制、誘導、助成策等を活用した敷地や屋上、壁面の緑化を促進する。
- ・都市に残る農地を保全し、都市農業の多面的な機能の発揮や都市住民の理解促進のため、都市農業の支援を行うとともに、生産緑地や市民農園の保全を推進する。

【外周地域】～中心地域の市街地と自然環境の豊かな地域との中間に位置する、市街地と自然環境の前線となる地域～

- ・農地を中心に良好な自然環境が形成されている地域では、継続的な営農を支えるとともに、農地の周囲にある樹林やため池、水路等を保全、再生する。また、美しい田園景観や地域の歴史や文化が培った自然環境を後世に残すため、地域制緑地制度を活用した一体的な保全を図る。
- ・台地や丘陵、谷津田や河川沿い等に多様な自然環境が混在して広がる地域では、自然環境の減少や分断化を防ぐためのさまざまな要素からなる地域の水と緑のネットワークの形成を進めるとともに、自然環境の適正な保全と管理、環境学習の推進による自然環境への関心の喚起など、主体間が連携した総合的な取組を進める。
- ・河川に沿って水辺の自然環境が広がる地域においては、治水・利水といった面で人と河川との関わりを保ちながら、自然環境の再生に取り組む。

【外縁東部地域】～河川、湖沼、水田、畑、樹林地等の自然環境が混在する里山や谷津田が多く存在し、多様な生物種や良好な自然景観に富む地域～

- ・自然公園や緑地保全の地域指定が行われている部分も多く、保全を主とした取組を推進するとともに、今後開発される宅地等においては環境負荷の低減を図り、環境教育や適切な利用を行う等環境と共生する地域形成を推進。
- ・台地上や湖沼、河川の流域にまとまった自然環境が残る地域では、これらの減少や分断化に対する取組、遊休農地等の維持管理、産業廃棄物の不法投棄等に対する方策を充実する。

【外縁西部地域】～山地・丘陵、多摩丘陵、三浦半島を含んで延びる丘陵地、半島からなる、多様な自然環境を擁する地域～

- ・西部の自然環境の豊かな地域においてはこれを積極的に保存するとともに、首都圏の緑の骨格を構成する多摩丘陵や三浦半島地域については、市街地に近い部分について「保全すべき自然環境」のコアエリアを保全するとともに、地域全体の水と緑のネットワークを構成する総合的な構想の策定や、ネットワーク化に資する重点的な取組を進める。
- ・大規模な山地を背景に持ち、首都圏の水と緑のネットワークの骨格をなす地域では、既存の自然環境の保全とともに、自然環境の持つ機能強化のための取組を行う。

【沿岸域】～東京湾、相模湾の沿岸域で、葛西海浜公園、三番瀬及び小櫃川河口付近、三浦半島等の干潟や浅海域、岩礁が存在～

- ・快適に水遊びができ、多くの生物が生息する、親しみやすく美しい「海」を取り戻し、首都圏にふさわしい「東京湾」を創出する。

都市環境インフラ整備に向けて共通して取り組むべき主要施策* 詳細は、**別紙4**を参照

【自然環境の量の確保】

- ・各地域の実情を踏まえつつ地域制緑地等（首都圏近郊緑地保全区域、緑地保全地区、各種保安林、各種自然公園、条例で守る緑地等）の指定を推進。
- ・新たな地域制緑地制度の創設等より幅広い緑地の保全を可能とするための制度の充実。
- ・自然再生推進法等を活用した河川や里地里山等における自然再生の取組の推進。

【自然環境の質の維持】

- ・緑地所有者が行う樹林の維持管理に対する支援策の拡充等（管理協定制度が適用できる区域の拡大等）により適切な樹林地等の維持管理の促進。また自然再生の取組により樹林や河川等の自然環境の質の向上。
- ・農業の担い手の確保や遊休農地化防止のための支援の取組を進めるとともに、減農薬や有機栽培等の環境保全型の農業を推進。

【基盤体制の整備】

- ・首都圏全体や地域における自然環境の目標像とその実現に向けた具体的な取組を関係主体が明確化し、共有。
- ・関係省庁、地方公共団体の連携による自然環境に関する情報を総合的に取りまとめたデータベースの構築、運営について検討。
- ・関係主体間の調整を図る連絡協議会を設け、各主体の役割分担の明確化、主体間の情報共有及び情報交換の在り方について検討。

都市環境インフラの整備に関わる関係主体の役割と連携

- ・自然環境の将来像の実現には、市民や各種団体を含めた様々な立場の人々が、役割を分担し連携しつつ都市環境インフラの整備、維持管理等に取り組んでいくことが必要。
- ・市民、市民団体は、相互に、また行政等と広くパートナーシップを形成し、身近な自然環境の保全や、環境学習などにおいて都市環境インフラの整備の中心的役割を担う。
- ・事業者はその活動における環境負荷の低減等に努める。第一次産業従事者は、消費者

や地域住民の連携・支援を得て、農業の多面的な機能に配慮した農業の発展等に努める。土地所有者は、他の主体と連携して自然環境の良好な状態での維持に努める。

- ・地方公共団体及び国は公共事業等の実施において自然環境の保全、再生、創出に資する都市環境インフラの整備としての役割も勘案した計画、設計、施工、管理等を行うよう努める。地方公共団体は相互に、また国と連携し、市民、市民団体、事業者等とのパートナーシップを進めていく主体としての役割を發揮するとともに、公園や緑地などの公的空間として計画的に土地を所有し、自然環境の保全や再生、創出、環境学習等の拠点として活用を図る。国は、関係行政機関等が連携して施策を行う体制の整備及び関係各主体との調整手続き等のための体制を充実するとともに、公益性が高い枢要な自然環境について、規制制度の活用や事業を通じて、広域的な観点からの自然環境の保全、再生、創出等を図るとともに、各種のモニタリングやデータ整備、技術開発、環境学習等の先導的な取組を推進する。

5. 首都圏の都市環境インフラ整備の推進に際しての課題

- ・自然環境の総点検等に関する協議会等を存続し、都市環境インフラの整備状況や課題への対応等についてフォローアップ等を実施。
- ・関係主体が相互に利用できる自然環境に関する総合的なデータベースの整備等を推進。
- ・行政による取組のみならず、市民や事業者を含めた多様な主体の積極的な取組や参画により都市環境インフラ整備を効果的に推進。

連絡先 自然環境の総点検等に関する協議会事務局
国土交通省国土計画局大都市圏計画課
03-5253-8111（代表） 内線 29422、29482
03-5253-8360、5253-8362（夜間直通）
担当：神谷、西野

首都圏の自然環境の基本目標

生物多様性保全の場提供機能

首都圏の歴史に根付いた、首都圏にふさわしい生物相を首都圏全体で豊かにする。里地里山、里海里浜のエコトーン等、地域に応じて生物が多様な自然環境とする。新たに絶滅の危機に瀕する生物種が増加しないような自然環境とする。

人と自然とのふれあいの場提供機能

歴史的、文化的な価値を有する自然環境とのふれあいを将来にわたって楽しみ、あるいはそのふれあいから学ぶことができるようにする。都市生活者にとってもそれほど遠くない距離に、鳥や蝉、秋の虫の音に四季を感じる、季節の草花を愛でる、蝶やとんぼが舞うのを楽しむ等、自然とふれあって四季を十分に楽しめるようにする。広々とした緑地や、せせらぎ・さざ波等に触れられる水辺空間、土に親しみ収穫を喜べる空間等、さまざまなふれあいを楽しめるようにするとともに、ふれあいの場が多くの人々にとって使いやすいものとなるようにする。

良好な景観提供機能

人々の心に残るふるさとの原風景や、古くから親しまれている史跡・名勝と一体となった美しい景観を継承し、より良いものにするとともに、地域の個性につながる自然環境を整備する。人々が広がりや開放感を感じることや、身近に四季を目で見て感じることができるようにする。連担性、連続性のある自然環境により、雄大で奥行きのある良好な景観を楽しむことができるようにする。

都市環境負荷調節機能

流域圏全体に着目し、自然の水循環と人工の水循環がバランスよく組み合わせられた都市環境とする。高度に都市化された市街地の中にあっても、水が適切に循環する環境とする。【水環境保全機能】

ヒートアイランド現象等で引き起こされる熱環境の悪化や大気の乾燥化、さらには局地的な大雨等、局地的な気象変動を、人工的な地表面被覆の改善や、それによる都市の熱バランスの確保等することによって低減させ、快適な環境とする。【局気象調節機能】

都市活動の結果生み出される生活に不快となる騒音が緩和された静寂な環境とする。【騒音緩和機能】

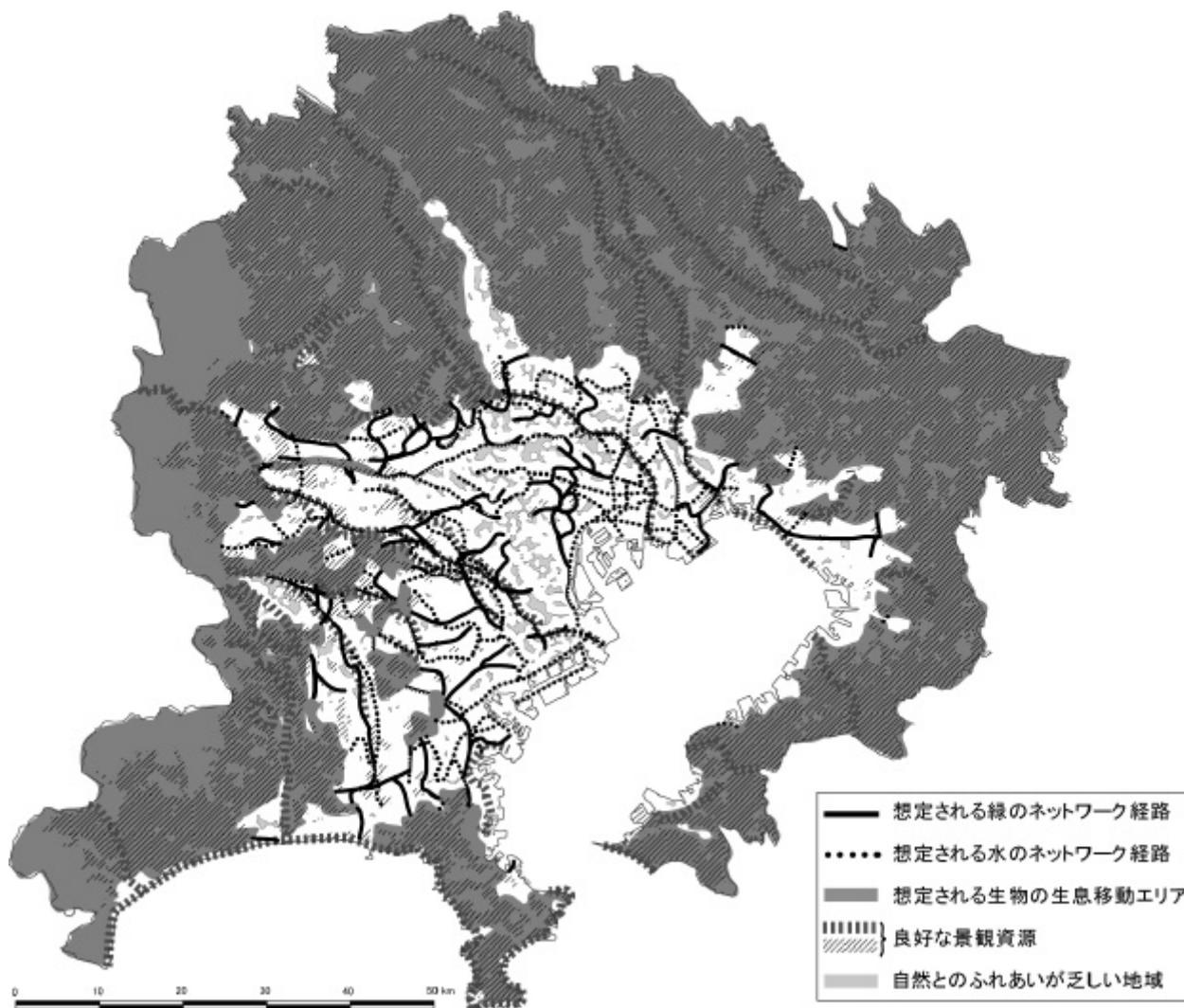
首都圏にあっても地球温暖化防止に資するため、CO₂の吸収源となる森林や緑地等が整備された環境とする。【地球温暖化防止機能】

自然環境が持つ循環システムを有効に活用し、有機性廃棄物による環境負荷を軽減する。【有機性廃棄物分解機能】

防災機能

災害時の避難場所や避難ルートが必要な地域において、適切な自然環境の配置と活用によって避難場所や避難ルートの確保を図るとともに、延焼遮断帯として機能する自然環境の確保を図る。

現状において想定される首都圏の水と緑のネットワーク

想定される緑、水のネットワーク経路想定される生物の生息移動エリア

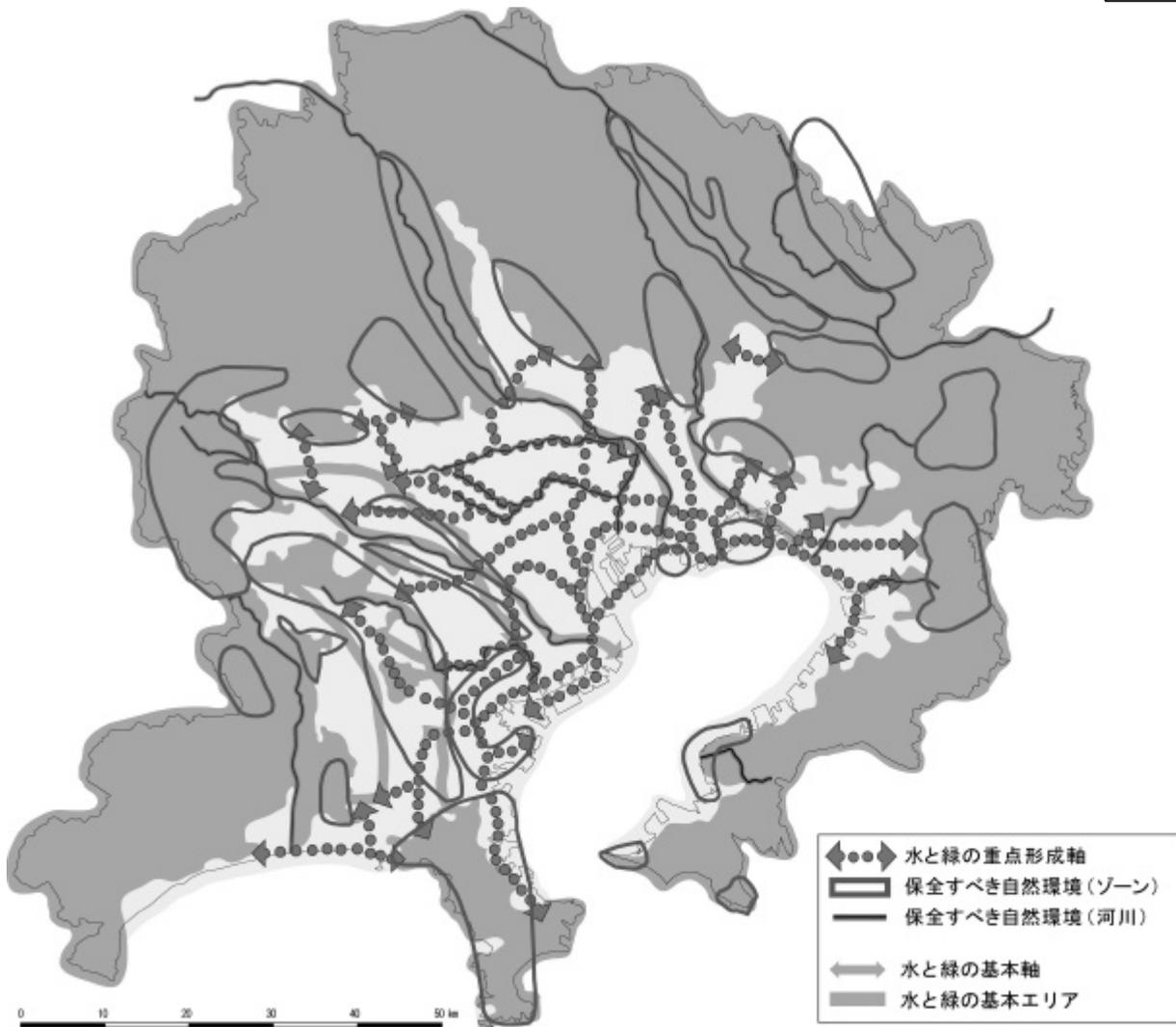
生物多様性保全の場提供機能の観点より、「想定される緑のネットワーク経路」及び「想定される水のネットワーク経路」は、多様な生物種の生息環境及び移動経路として推定されるさまざまな自然環境のつながりのうち、陸域及び水域周辺に生息する生物種に関して表現したものである。また、「想定される生物の生息移動エリア」は、これらのネットワーク経路が稠密かつ面状にまとまったものを表現したものである。

良好な景観資源

良好な景観提供機能の観点より、河川、崖線（河岸段丘等における斜面緑地）及び砂浜・磯浜海岸といった線状の景観資源と、比較的規模の大きな樹林地及び農地といった面状の景観資源を、それぞれ大括りに表現したものである。

自然とのふれあいが乏しい地域

人と自然とのふれあいの場提供機能の観点より、地域住民が、身近に自然環境を感じる機会が少ないと想定される地域であり、自然環境の再生、創出を講じる上での課題を示すという意味から表現したものである。



水と緑の重点形成軸 ～ 将来に向けて形成を図るネットワーク経路～

首都圏全体にわたって自然環境の質の向上を目指す、将来に向けて形成を図るネットワーク経路である。ここでは、今後、都市環境インフラの整備に携わる関係主体が、自然環境の保全、再生、創出に係る様々な施策や取組を積極的、重点的に講じていくところである。

保全すべき自然環境(ゾーン、河川) ～水と緑のネットワークの中核拠点～

現状で残された貴重な自然環境であるとともに、将来にわたって首都圏の水と緑のネットワークの中核となるエリアである。ここでは、今後、自然環境の保全について重点的な取組を進めるとともに、再生、創出を含めた総合的な見地に基づく計画的な取組を講じていくところである。

水と緑の基本軸、基本エリア ～現状における水と緑のネットワーク経路の面的なあるいは線状のまとめり～

現状において、生物多様性保全の場提供機能、人と自然とのふれあいの場提供機能及び良好な景観提供機能の3つの機能を併せ持つと想定される水と緑のネットワーク経路で、線状もしくは面的にまとめたものである。ここでは、ネットワークの基幹的な骨格であり、今後、それらが有する機能の維持、強化、充実を図っていくところである。

首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン整備に向けた取組（参考）

別紙 4

本表は「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」第4章「首都圏の都市環境インフラの整備に向けた行動方針」で掲げた基本目標の実現のための行動方針に記載されている取組について、その具体的内容及び実施等に取り組み主体を明らかにするものである。

「実施主体」欄：印は当該取組を特に中心的・主体的に実施、検討、推進する主体、印は準じて当該取組を実施、検討、推進する役割が期待される主体である。なお、各取組において印や印が記されていない主体についても、取組の内容及び必要に応じて、多様な形で実施、参画、連携、寄与等を行うことがありうる。

実施主体	
市民・市民団体	事業者・土地所有者
	地方公共団体
	国

取組の区分		取組	市民・市民団体	事業者・土地所有者	地方公共団体	国	
基本目標の実現に共通する取組	自然環境の量の確保	地域制緑地制度の活用、見直し、新規制度の創設	各種の法令に基づく地域制緑地の新規指定（首都圏近郊緑地保全区域、同特別保全地区、条例で定める地域等）				
			複数の地域制緑地制度を組み合わせて適用することによる緑地の保全方策の充実、強化				
			緑地を守る各種制度の特徴と効果、関連税制等についての住民への説明と活用促進				
		税に関する検討	届出制により緑地を保全する緑地保全地域の創設				
			条例の制定や条例の改正による緑地の保全の担保方策の充実、強化				
	公的空間としての保全	都市計画に基づく地区計画による緑地の保全方策の拡充と相続税の適正な評価					
		保全すべき緑地における相続税の適正な評価について関係省庁が連携した検討					
		自然環境の保全や維持管理のための税を含めた財源確保方策導入の可能性や在り方の検討					
	開発による自然環境の減少抑制	保全すべき緑地（拠点となる緑地、斜面林等）の計画的な公有地化					
		土地取得に係る基金制度の拡充や創設、基金間の連携					
	自然環境の再生と創出	相続時に物納される緑地の取得方策の充実					
		保全すべき民有緑地に対して既存公有地を代替地として交換する仕組みの充実					
		開発計画地内における緑地の保全と創出					
	自然環境の質の維持	維持管理による樹林地等の再生	保全すべき緑地における適正な土地利用誘導のあり方の検討				
			生物の生息生育空間としても機能する都市公園等の整備				
不適切な土地利用の監視		生物の生息生育空間として機能する水辺空間の整備					
		河川敷や学校、幼稚園等の校庭等を活用したビオトープの整備					
水辺の生息環境の再生		河川や里地里山等における、自然環境再生のための取組みの推進（自然再生事業等）					
		森林施業計画の策定推進と活動支援交付金制度のPR					
		緑地所有者の維持管理を支援する管理協定制度が適用できる区域の拡大					
		地域や市民団体等との協定等締結による協働体制の整備					
営農環境の確保と環境保全型農業の推進		不法投棄に対する関係主体の連携強化					
		産業廃棄物等の不法投棄に対する監視体制、指導、監督の強化					
	地域の実情に即した土砂等の埋立等の適正化の推進						
	地域特性に応じた污水处理施設の整備						
自然環境のネットワーク化	湖沼の水質保全計画に基づく水質汚濁負荷削減の推進						
	赤土等の開放水域への流出防止						
財源の確保	農業、化学肥料投入量の削減による土壌浸透及び表面流出抑制の推進						
	河川流量を踏まえた市街地等を流れる水の水量確保方策の検討						
	湧水保全のための現況調査の実施						
関係主体の意識の共有化	自然環境の保全に関する関係主体の意見交換・情報交換と理解の促進	農業振興ビジョンの策定、後継者支援、農業基盤整備等総合的な農業振興策の推進					
		直売所の設置等による市民と地元農業の関係強化					
	目的や計画の共有化	減農薬、有機栽培等環境保全型農業の推進					
		水と緑のネットワーク形成に資する連続した自然環境形成のための事業の推進（街路樹の植栽、河川の環境整備、魚道の整備、斜面林の再生、遊休地を活用した緑地創出等）					
		用地や維持管理のための財源の計画的な確保					
	自然環境に関する情報の共有化	利用者負担による自然環境保全・維持管理の財源確保方策の検討					
		緑地の維持管理活動を担う市民団体等に対する支援策の検討					
関係主体の意識の共有化	自然環境の保全に関する関係主体の意見交換・情報交換と理解の促進	自然環境の保全やその意義等に関する理解、意識の醸成（シンポジウム、勉強会、講習会、見学会の開催等）					
		自然観察会等、環境学習の推進					
	目的や計画の共有化	関係主体による自然環境の目標像とその実現にむけた具体的な取組の明確化と共有					
		希少野生動植物の保全計画の策定					
		市街地内緑化のガイドラインの作成（開発に伴うミティゲーションの必要性等）					
自然環境に関する情報の共有化	良好な景観資源の保全等のための施策の推進						
	ヒートアイランド現象の緩和等都市環境負荷調節の観点からの計画策定						
自然環境に関する情報の共有化	自然環境の適正な利活用のルールづくり及びその徹底						
	関係主体間の自然環境情報の共有化（データベースの構築、運用等）						
	関係主体の参加による自然環境の調査研究（動植物調査等）と定期的なモニタリングの実施						
自然環境に関する情報の共有化	ホームページ等を活用した、市民や市民団体等への情報発信と意見の交換						
	市民団体等に対する支援制度に関する情報提供体制の整備						

実施主体

- 市民・市民団体
- 事業者・土地所有者
- 地方公共団体
- 国

「実施主体」欄： 印は当該取組を特に中心的・主体的に実施、検討、推進する主体、 印は に準じて当該取組を実施、検討、推進する役割が期待される主体である。なお、各取組において 印や 印が記されていない主体についても、取組の内容や必要に応じて、多様な形で実施、参画、連携、寄与等を行うことがありうる。

取組の区分		取組				
基本目標の実現に共通する取組	関係主体の連携推進	連携のための組織づくりと役割分担	官民からなる連絡協議会等関係主体間の調整を図る組織の設置			
			関係主体間の役割分担の明確化			
			関係主体間の情報交換のあり方の検討			
			関係主体の連携や協働のためのルールづくり			
			市民団体等の活動を相互に結び付け、組織化するコーディネートの確保			
			省庁、部局にまたがる行政内連携組織の設置			
			市民団体等の実践活動の拠点機能をもたす施設の設置			
	連携プロジェクトの推進	関係主体による自然情報ガイドブックの共同作成				
		地域の自然環境の一体性を表すロゴマークの作成				
		専門技術者の登録派遣制度の創設				
		観光資源を活用した事業者（鉄道、旅行者等）との連携による観光客の誘致				
		連携や協働を促進するリーディングプロジェクトの実施				
基本目標別に必要となる取組*	生物多様性保全の場提供機能		広域的視点から緑地を保全するため、既存の地域制緑地制度を組み合わせ活用			
			外来種対策のための法制度整備の検討			
			地域由来の在来種利用に配慮した緑化事業の推進			
	人と自然とのふれあいの場提供機能	文化的価値のある自然環境の保全	地域の歴史的、文化的な景観を保全する新たな保護制度の検討			
			市民参加による自然環境保全の管理システムの検討			
		人と自然の歴史的な関わりの継続	市民農園等の農業体験の場としての活用			
			耕作放棄地等活用されていない農地への支援策の検討			
			農業の普及啓発に資する体験農園、市民農園の推進			
			耕作放棄地等における都市住民や市民団体等による農業の推進			
			維持管理を要する緑地の実態把握と今後の管理方針の検討			
		環境学習の推進	樹林地、農地、水辺地等の自然環境教育のフィールドとしての活用			
			田園空間博物館等、エコミュージアムの整備の検討			
			人材育成のための環境学習講座の開設			
			ふれあい利用による自然環境への影響を低減するための方策検討			
		身近に四季を感じる自然環境の保全、創出	緑地協定による地域緑化の推進			
			市街地内の樹木の保存樹木等の指定			
		生物の少ない市街地の自然環境の創出	市街地における公共施設緑化及び民有地緑化の推進			
			ビル等の屋上緑化、壁面緑化の推進			
	人々が自然と触れ合う場の整備	都市計画公園、都市緑地の用地買収と事業化の推進				
		親水性を考慮した水辺環境の整備				
		行政界を超えた遊歩道等による拠点施設のネットワーク化				
	人々が自然とふれあうための情報提供やソフトの整備	利活用のための既存施設の活用と機能拡充及び新たな施設整備の推進				
		総合拠点、サテライト拠点等の地域内外のネットワークのあり方の検討				
		自然環境に関するインフォメーション機能の拡充				
		活動メニュー等のあり方の検討（体験活動と組み合わせたツアーの企画、実施等）				
	良好な景観提供機能		河川沿い、海岸沿いにおける良好な景観の形成			
			河川空間を活用した散策路、遊歩道の整備			
都市環境負荷調節機能	河川流量の確保	下水高度処理水の利活用の検討、推進				
	地下水の涵養機能の向上	森林整備による水源涵養機能の向上				
		水源涵養機能や貯留機能の高い水田や畑地の保全				
	都市における透水性の向上	市街地での雨水地下浸透、雨水貯留利用の推進				
	バイオマス資源管理と利用促進	樹林地の管理で発生した木質資源の利活用推進（バイオマス利用等）				
	資源循環型の農業の普及	落ち葉の堆肥化と農地での活用推進				
防災機能	防災拠点の整備	河川敷、規模の大きい公園緑地、市街地内の農地等の災害非難場所または防災拠点としての整備				

* 「基本目標の実現に共通する取組」に記載した取組で、「基本目標別に必要となる取組」にも共通するものは再掲していない。

都市再生プロジェクト（第三次決定）＜抜粋＞

平成13年12月4日 都市再生本部決定

. 大都市圏における都市環境インフラの再生

豊かでうるおいのある質の高い都市生活を実現するため、大都市圏の既成市街地において、自然環境を保全、創出、再生することにより水と緑のネットワークを構築し、生態系の回復、ヒートアイランド現象の緩和、自然とのふれあいの場の拡大等を図る。

1 . まとまりのある自然環境の保全

大都市に残された貴重な財産であるまとまりのある自然について、その保全を図る。このため、大都市に残る保全すべき自然環境を総点検した上で、それらの保全に必要な施策の強化等を図る。

自然環境の総点検等に関する協議会 委員名簿

農林水産省農村振興局長
農林水産省林野庁森林整備部長
農林水産省水産庁増殖推進部長
国土交通省国土計画局長
国土交通省都市・地域整備局長
国土交通省河川局長
国土交通省道路局長
国土交通省港湾局長
環境省自然環境局長
農林水産省関東農政局長
国土交通省関東地方整備局長
茨城県企画部長
埼玉県総合政策部長
千葉県総合企画部長
東京都都市計画局長
神奈川県環境農政部長
横浜市緑政局長
川崎市環境局長
千葉市都市局長
さいたま市政策企画部長

(オブザーバー)

内閣官房都市再生本部事務局次長

(: 座 長)

自然環境の総点検等に関する協議会検討経緯

平成 13 年 12 月 4 日	<p>都市再生プロジェクト（第三次決定）</p> <p>都市再生本部において、「大都市圏における都市環境インフラの再生」の「まとまりのある自然環境の保全」が位置付けられる。</p>
平成 14 年 3 月 1 日	<p>第 1 回協議会開催</p> <p>都市再生プロジェクト（第三次決定）を受け、農林水産省、国土交通省、環境省及び都県市から成る「自然環境の総点検等に関する協議会」及びその幹事会を設置。</p>
平成 14 年 7 月 12 日	<p>第 2 回協議会開催</p> <p>自然環境が有する 5 つの機能の評価を基に、広域的観点から保全すべき対象となるまとまりのある貴重な自然環境を、「保全すべき自然環境」として 25 箇所ゾーン及び 13 河川を抽出した「自然環境の総点検（中間とりまとめ）」を公表。</p>
平成 15 年 3 月 28 日	<p>第 3 回協議会開催</p> <p>首都圏の自然環境の基本目標、「保全すべき自然環境」における具体的施策の実施方針、都市環境インフラの保全、再生、創出に向けた課題を取りまとめた「首都圏の都市環境インフラのランドデザイン（中間報告）」を公表。</p>
平成 16 年 3 月 15 日	<p>第 4 回協議会開催</p> <p>自然環境の保全、再生、創出に関し総合的に取り組む際における都市環境インフラの整備の基本指針として、首都圏の自然環境の基本目標、首都圏における都市環境インフラの将来像及び都市環境インフラの整備に向けた行動方針を取りまとめた「首都圏の都市環境インフラのランドデザイン」を公表。</p>